

塩尻市消防団協力事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、塩尻市消防団に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定することにより、消防団の活動及び地域の消防防災体制の充実を図ることを目的とする。

(申請及び推薦)

第2条 事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）は、塩尻市消防団に積極的に協力している事業所等として認定を受けようとするときは、塩尻市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 消防団長のほか、区長等の消防団活動を支援する者は、塩尻市消防団に積極的に協力している事業所等を塩尻市消防団協力事業所認定推薦書（様式第2号）により市長に推薦することができる。

(認定及び表示証の交付)

第3条 市長は、前条の規定による申請又は推薦に基づき、事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、塩尻市消防団に積極的に協力している事業所等として認定し、表示証（様式第3号）を交付するものとする。ただし、消防関係法令に違反している事業所等は、認定することができない。

- (1) 従業員の3パーセント以上が消防団員として入団し、従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) 災害時等に資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

2 事業所等が他の市町村にある場合は、当該市町村長と協議の上、当該市町村長と連名で、表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

第4条 前条の規定により塩尻市消防団に積極的に協力している事業所等として認定され、表示証の交付を受けた事業所等（以下「消防団協力事業所」という。）は、表示証を表示することができる。

2 消防団協力事業所が他の市町村にある場合は、表示証に当該事業所が所在する市町村等の名称を付すことができる。

3 表示証を事業所等に表示する場合は、見えやすい場所に表示するものとする。

4 前項の規定による表示のほか、ポスター、パンフレット、散らし、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に表示することができる。

5 表示証の表示は、様式第3号によるほか、同様式の寸法を同率に拡大又は縮小して行うものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第5条 市長は、塩尻市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に係る事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間等)

第6条 表示証の有効期間は、認定の日から2年とする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所として認定された場合は、総務省消防庁消防団協力事業所として認定された日から2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定により認定を取り消された場合の表示証の有効期間は、認定の取消の日までとする。

3 表示証の失効した事業所等は、第4条の規定による表示を行うことができない。

4 消防団協力事業所の認定を更新しようとする事業所等は、認定の日から2年を経過する前に塩尻市消防団協力事業所認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に対し、取消しの理由を文書で通知するものとする。

- (1) 事業所等の事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第3条各号に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 第4条の規定に違反して表示証を表示したとき。
- (5) その他消防団協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(消防団協力事業所等の公表)

第8条 市長は、消防団協力事業所の名称、塩尻市消防団への協力内容その他必要な事項を市広報等により公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年12月1日から施行する。